

IR 活動の実施に関するガイドライン（案）

平成 16 年 3 月 10 日

日 本 証 券 業 協 会

はじめに

（１） IR 活動と適時開示

- ・ 一般に、IR（インベスター・リレーションズ）とは、企業が投資者（潜在的な投資者を含みます。）や株主に対し投資判断に必要な情報を適時・公平・継続的に提供する活動全般をいい、企業は、IR 活動を通じて投資者等と意見交換をすることにより、相互理解を深め、信頼関係を構築し、証券市場での正当な評価を得ることができる、とされています。
- ・ 一方、適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）とは、投資者の保護及び取引の公正性の観点から、企業が法令又は自主規制機関の定める諸規則に基づき、投資判断の基礎となる重要な会社情報を定型的な様式・方法等により、適時・適切に提供することをいいます。その際、開示される会社情報は開示の適時性を重視し、投資者等に対してタイムリーに情報を提供することが求められています（当然にその前提として、投資者の投資判断を誤らせない正確性が求められることとなります。）。
- ・ IR 活動においては、開示すべき項目や基準等が定められている適時開示とは異なり、投資者等に対し提供される情報の内容や量、提供の方法などは定められていません。しかしながら、IR 活動は、投資判断に必要な情報を提供するにとどまらず、投資者等に対し直接的に説明するとともに、疑問に答えたり意見を求めるなど、発行会社と投資者等との双方向のコミュニケーションを図ることが重要とされています。具体的には、企業の創意工夫のもと、その業種・業態や企業業績等に応じ、例えば、適時開示が行われた会社情報をよりわかりやすく補足的に説明することや、適時開示が求められる範囲を超えた（適時開示の基準等に該当しない）内容の会社情報を自主的に提供することが求められています。

（２） 理事会決議における IR 活動の定義

- ・ 日本証券業協会（以下「本協会」といいます。）の定める「IR 活動の推進のための取扱いについて」（理事会決議。以下「理事会決議」といいます。）における IR 活動とは、登録銘柄の発行会社（以下「発行会社」といいます。）が少なくとも年 2 回以上、IR 資料を利用して投資に関する説明会を開催すること、又は 当該説明会の開催と同等の効果があると認められる自社のホームページに IR 資料を掲載すること、のいずれかを実施することとしています。
- ・ 上述のとおり、IR 活動の内容や方法等は特段の定めがありませんが、IR 活動は、投

資者等が発行会社の現状を適切に理解・評価するための発行会社と投資者等との双方向のコミュニケーション手段、すなわち経営者自身が直接投資者等に対し説明を行い、投資者等から意見を聴取するための手段であることを考慮して、理事会決議における IR 活動とは、IR 資料を利用した投資に関する説明会の開催と定めています。

- ・ 他方、近年の電子情報媒体技術の発達等により、インターネットを利用した情報提供が広範囲かつ迅速な情報提供手段として重要視されている現状を考慮して、当該説明会の開催と同等の効果があると認められる自社のホームページへの IR 資料の掲載についても、同様に、IR 活動として定めています。
- ・ また、IR 活動は、各発行会社の重要イベントと考えられる本決算及び中間決算に係る説明会の開催等を想定して、少なくとも年 2 回以上実施すること、と定めています。

1. 目的

- ・ このガイドラインは、理事会決議の円滑かつ適切な運用に必要な事項につき、その考え方や取扱いを定め、もって投資者の利便や発行会社の実務に資することを目的とします。
- ・ なお、このガイドラインは、発行会社が行う IR 活動の要件や方法等の取扱いを定めるものであり、発行会社が必要と判断する場合には、このガイドラインに定めるもの以外の IR 活動を実施することを妨げるものではありません。

2. 用語の意義

(1) IR 活動（理事会決議 2. ）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「IR 活動」とは、発行会社が、「IR 資料」を用いて、投資者等に対する「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」又は「登録銘柄の投資に関する説明会に相当する活動」のいずれかを実施すること、をいう旨規定しています。

(2) IR 資料（理事会決議 2. ）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「IR 資料」とは、発行会社が作成する書類又は調製する電磁的ファイルであって、投資者等が適切に発行会社の現状を理解し、評価することができるための資料として作成されたもの、をいう旨規定しています。

[IR 資料の範囲]

- ・ IR 資料とは、第一義的には、紙媒体の書類又は電子媒体のファイルやデータであって、以下のような資料が対象となります。ただし、以下の資料は、あくまで具体例の一部に過ぎませんので、発行会社の創意工夫などにより、IR 資料となり得る範囲は、これに限定されるものではありません。

IR 資料の具体例

会社（又は決算）説明会資料、会社（又は決算）説明会補足資料、事業報告書、
アニュアルレポート、ファクトブック、会社説明用 AV ソフト、株主通信などの資料（その他これらの資料を IR 活動用に加工したものを含みます。）

[作成する IR 資料]

- ・ 一般に、有価証券報告書や決算短信といった制度開示に係る資料は、IR 活動における基礎資料とされているものですが、IR 活動においては、それらの定型的な方法・様式による情報の提供にとどまらず、各発行会社の業種・業態や企業業績などに応じ投資者等が必要としている会社情報を、わかりやすく提供していくことが求められています。このため、有価証券報告書等の制度開示に係る資料を IR 資料として利用する場合であっても、投資者等の利便性を考慮し、例えば、図表・グラフ等を用いた説明会資料、また、将来見通しや企業価値の分析を行う際に参考となるような将来予測や経営成績等に関する参考データや文章情報等を記載した詳細な説明会補足資料を、積極的に作成・提供してください。

[IR 資料に掲載する内容]

- ・ IR 資料に掲載する内容についても、各発行会社の判断に委ねられますが、発行会社に対する投資に際して投資判断の参考となるような情報（例えば、最近の業績動向を中心に、経営ビジョンや経営方針、経営戦略、経営計画、研究開発活動、将来の設備投資や人材投資、販売戦略などが考えられます。）を積極的に取り入れて説明してください。
- ・ 別の「参考例」は、発行会社が初めて決算説明会資料を作成する際の参考として提示するものです。このため、決算説明会資料の作成の経験のある発行会社においては、創意工夫のもと、理事会決議の趣旨を考慮して、必要な項目の追加等を行うこと、又は自社独自で作成した説明会資料を利用してください。
- ・ 今後、説明会資料の充実に向けて検討の参考となるよう、各発行会社の説明会資料の事例については、(株)ジャスダックのホームページにおいて、随時紹介していく予定です。
- ・ 本協会の定める「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3。以下「適時開示規則」といいます。）により適時開示が求められている基準に該当する未発表の会社情報（特に M&A や新製品の販売など）については、IR 資料の公開に先立って、事前に適時開示規則に基づく開示を行う必要がありますので、当該会社情報の発表前に IR 資料に掲載しないでください。

(3) 投資者等（理事会決議 2 . ）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「投資者等」とは、個人投資家、機関投資家（注 1）証券アナリスト（注 2）、取引先（注 3）又は株主、をいう旨規定しています。

（注 1） 機関投資家とは、証券取引法第 2 条第 3 項に規定する適格機関投資家（具体的には、証券会社、投資信託委託業者、銀行、保険会社、信用金庫等、投資顧問業者など）その他これに相当する者をいいます。

（注 2） 証券アナリストとは、証券分析業務に従事する者をいいます。

（注 3） 取引先とは、発行会社と売上又は仕入の取引関係を有する取引先をいいます。

[投資者等の範囲]

- ・ 個人投資家や機関投資家ではない投資家（例えば、事業法人の投資家や投資事業組合など組合形式の投資家等）についても、投資者等の範囲に含まれます。
- ・ 証券アナリストとは、証券分析業務に従事する者をいい、具体的には、社団法人日本証券アナリスト協会の法人会員や個人会員などがこれに相当します。
- ・ 取引先には取引金融機関も含まれます。また、取引先が発行会社の親会社や子会社又は関連会社など、当該発行会社の属する同一企業グループにおける会社や法人である場合には、当該会社や法人は投資者等の範囲には含まれません。
- ・ IR 活動の趣旨に鑑み、特定の投資者等に対する IR 活動に偏ることのないように努めてください。

(5) 登録銘柄の投資に関する説明会の開催（理事会決議 2 . ）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」とは、発行会社が、投資者等を対象として、登録銘柄の投資に関する説明会を開催すること、をいう旨規定しています。

[説明会開催の周知対象]

- ・ IR 活動は、発行会社と投資者等との双方向のコミュニケーション手段であり、その観点からは、経営者自身が直接投資者等に対し説明を行うとともに、投資者等から意見を聴取することが非常に有用であると考えられます。発行会社の適正な評価にあたっては、できる限り広範囲の投資者等との意見交換を行うことが望まれます。
- ・ このため、理事会決議においては、開催の日時や場所、対象者や参加者の属性・人数、使用する IR 資料などについて、特段の制約はありませんが、説明会の開催に際しては、発行会社が、（ダイレクト又は電子）メールやホームページ（インターネット

ト上に開設されたホームページをいいます。以下同じ。)での告知など、できる限り広範囲に説明会の開催を周知し、多くの投資者等に出席をしていただくことが肝要と考えられます。

[説明会における説明者]

- ・ IR 活動においては、上述のとおり、経営者自身が直接投資者等に対し説明を行うことは、非常に有用であると考えられますので、説明会における投資者等への説明は、できる限り、発行会社の代表者が行うようにしてください。ただし、やむを得ない事情により、代表者が説明を行うことが困難である場合には、代表者に準じる方が行うようにしてください。

[説明会の範囲]

- ・ 説明会の範囲については、現在、定着しつつある決算説明会や会社説明会が含まれるほか、証券会社の顧客を対象とする説明会や、投資者等を対象とする工場、設備、店舗等の見学会の形式を兼ねた説明会、主要取引先を含む取引先を対象とした説明会なども、その範囲に含まれます。
- ・ 株主総会については、近年、IR 活動の場として、注目を集めつつありますが、株主総会自体は、あくまで商法上の意思決定及び報告のための機関ですので、説明会の範囲には含めないこととします。ただし、株主総会後に株主を対象として投資に関する説明会（懇親会の形式のものを除きます。）を開催する場合については、その範囲に含めることとします。
- ・ 企業グループにおいて複数社合同で説明会を開催する場合については、発行会社が単独で説明会を開催したと同等の内容を実施するものである場合には、説明会の範囲に含めることとします。
- ・ 証券アナリストなど、あらかじめ特定の少数者を対象とした、いわゆるスモールグループ・ミーティングや個別面談については、説明会の範囲には含まれません。ただし、例えば、個人投資家向け説明会などは、説明会の範囲に含めることとします。
- ・ 報道機関や情報ベンダーなどを対象とした記者会見については、参加者数の多寡にかかわらず、説明会の範囲には含まれません。

[説明会の対象者数の目安]

- ・ 説明会参加の対象者数については、上述の観点から、著しく少人数を対象とした説明会は望ましくありませんので、最低限 50 名（又は 50 社。以下同じ。）以上の参加を目安として参加を募ってください。ただし、50 名以上の参加を募ったものの、結果的に 50 名未満の少人数となってしまった場合でも、やむを得ないものと考えております。

説明会の開催場所の御紹介

説明会の開催場所については、(株)ジャスダックで紹介しております。また、(株)ジャスダックでは、説明会の開催の推進に向けた環境整備の一環として、複数の発行会社による合同説明会の開催を企画するなど、発行会社へのサポートを随時実施していきます。

(6) 登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動（理事会決議 2 . ）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」とは、発行会社が、自社のホームページにおいて、IR 資料を掲載することにより、説明会の開催と同等の効果があると認められる活動を行うこと、をいう旨規定しています。

[自社ホームページへの IR 資料の掲載]

- ・ 自社ホームページへの IR 資料の掲載に際しては、自社ホームページに「IR 活動」や「IR 通信」といった IR 専用ページを設けるなど、IR 活動及びその内容が掲載されていることを明確にした上、IR 資料などの IR 情報を掲載してください。
- ・ また、自社ホームページへの IR 資料の掲載が説明会の開催と同等の効果を得られるよう、そのホームページには、発行会社と投資者等とのコミュニケーションを可能とする手段として、FAQ（よくある質問と答え）や電子メールを用いた問い合わせ窓口を設置するなど、できる限り発行会社と投資者等との双方向のツールを設置してください。
- ・ IR 資料は、発行会社が継続的かつ安定的に運営するホームページ（注）において、掲載するようにしてください。

（注）発行会社が継続的かつ安定的に運営するホームページには、当該発行会社との契約に基づき、そのホームページの運営を委託している会社や法人などが開設するホームページも含まれます。

[自社ホームページに掲載する IR 資料の内容]

- ・ 「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」は、近年、インターネットなどの電子情報媒体の急速な普及により、各発行会社のホームページを活用した IR 活動の重要性が高まっていることや、開催場所が確保できないなど物理的な理由等により「登録銘柄の投資に関する説明会」を開催することができない場合があることなどを踏まえ、IR 活動の一手段として規定しております。一方で、IR 活動は投資者等との直接的なコミュニケーションの手段であることを踏まえると、「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」の実施に際しては、当該説明会資料の掲載が

説明会の開催と同等の効果を得られるよう、当該説明会資料の掲載に加え、当該説明会資料を補足する資料（例えば、説明会を開催した場合における説明者の発言趣旨に相当する文章情報や補足データなど）を併せて掲載してください。

(7) IR 活動期間（理事会決議 2 . ()

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、「IR 活動期間」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間、をいう旨規定しています。

[IR 活動期間の設定]

- ・ 上述のとおり、主な IR 活動としては、現在、決算説明会や会社説明会が定着しつつありますが、そもそも IR 活動は、投資者等が発行会社の現状を適切に理解・評価するために、発行会社が継続的に行う情報提供活動全般を意味しております。このため、例えば、四半期情報開示制度のような決算に関係するような制度においては、通常、各発行会社の事業年度を基準とする期間設定を行いますが、IR 活動については、その趣旨に鑑み、各発行会社の事業年度に関係なく、一律に設定しております。

3 . 発行会社による IR 活動の実施

(1) 発行会社による IR 活動の実施（3 . (1)）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、発行会社は、IR 活動期間（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間）において、少なくとも 2 回以上、IR 活動を実施するものとする、旨規定しています。

[IR 活動の実施回数]

- ・ IR 活動の実施を「少なくとも 2 回以上」としているのは、各発行会社の重要イベントと考えられる本決算及び中間決算に係る説明会を想定して、2 回という回数を設定しております。
- ・ 当然ながら、上記の実施回数は、最低限求められるものですので、その回数にとらわれることなく、各発行会社が置かれている状況などを踏まえ、自由かつ積極的に IR 活動を実施してください。

(2) IR 活動の実施内容に関する本協会への報告（3 . (2)及び(3)）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、発行会社は、当該理事会決議に規定する IR 活動を実施した場合には、IR 活動の実施時期、実施方法、実施内容、対象者や参加者の属性・人数な

どについて、遅滞なく本協会に報告するとともに、IR 資料等の提出を行うものとする、旨規定しています。

- ・ また、報告した内容や提出した IR 資料について、変更又は変更すべき事情が生じた場合には、変更又は訂正後の報告及び提出を行うものとする、旨規定しています。

[報告の内容及び方法]

- ・ 理事会決議に規定する IR 活動を実施した場合には、IR 活動の実施時期（実施年月日）実施方法（説明会の開催かホームページにおける IR 資料の掲載かの別）実施内容（説明者や説明内容の概略など）対象者や参加者の属性・人数などについて報告する必要があります（実際の報告先は、本協会が JASDAQ 市場の運営業務を委託している㈱ジャスダックとなります。以下報告先・届出先について同じ。）。
- ・ IR 活動の実施に関する報告等については、所定の様式・方法等により行ってください（後日提示いたします。）。

（３） IR 活動の実施内容に関する自社ホームページへの掲載（３．（４）及び（５））

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、発行会社は、IR 活動のうち「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」を実施した場合には、自社のホームページにおいて、その実施した日から１年間、IR 資料を掲載するものとする、旨規定しています。
- ・ また、自社のホームページにおいて、IR 資料を掲載している場合に、その IR 資料に変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、変更又は訂正後の IR 資料を掲載するものとする、旨規定しています。

[IR 資料の掲載期間等]

- ・ IR 資料の掲載期間は、IR 活動期間を１年間としていることを踏まえ、同様に、実施した日から１年間としていますが、投資者等の利便性の観点からは、過去の IR 活動の内容との比較可能性や IR 活動への取組みに対する積極性を判断することが可能となるよう、少なくとも１年以上（複数回実施された IR 活動に係る IR 資料を）積極的に掲載することが望ましいと考えております。

（４） 報告内容の整理・保存

- ・ 発行会社は、登録銘柄の投資に関する説明会の招集・開催を行った場合には、以下の記録を作成・保存し、IR 担当役員がこれを管理してください。
 - a．招集通知又は招集の記録（招集日、対象者等）
 - b．配付資料又は配付資料一覧
 - c．説明会の記録（日時、場所、説明者、内容の概略、出席者の属性や人数等）

- ・ 上記 a から c までの記録は、本協会が必要と認めて報告を求めた場合には、当該記録を提出してください。

4. (株)ジャスダックのホームページにおける「財務情報等の入力ページ」への入力要請

(1) 「財務情報等の入力ページ」におけるファクトシートへの入力要請

- ・ 現在、(株)ジャスダックにおいては、同社ホームページにおいて、各発行会社のファクトシート(各発行会社の株価、事業内容や財務データなどの各種情報)を設けています。同ファクトシートは、すべての発行会社の各種情報を横断的に掲載するものですので、投資者等の利便性の観点から、このガイドラインの適用以降、できる限り同ファクトシートへの入力を実施していただきますようお願い申し上げます。なお、財務情報等のページについては、本年 4 月を目途にリニューアルを行う予定ですので、詳細については、今後、御案内させていただきます。

(2) 「財務情報等の入力ページ」における IR カレンダーの設置及び入力要請

- ・ (株)ジャスダックでは、各発行会社の財務情報等の入力ページにおいて、新たに「IR カレンダー」を設置することを予定しております。これは、会社説明会の開催など IR イベントの実施予定を掲載するものであり、これにより、同社のホームページにおいて、投資者等は、すべての発行会社及び各発行会社による IR 活動の予定を横断的に閲覧することが可能となります。このため、発行会社の皆様におかれましても、積極的に IR カレンダーを活用していただきますようお願い申し上げます。なお、詳細については、今後、御案内させていただきます。

5. IR 担当役員等の設置等

(1) IR 担当役員等の設置

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、発行会社は、自社の IR 活動に関し責任を負う「IR 担当役員」(具体的には、取締役、執行役又は執行役員など)と、自社の IR 活動に係る本協会との連絡を掌る「IR 事務連絡責任者」を、それぞれ 1 名以上選定し、本協会に届け出るものとする、旨規定しています。
- ・ また、届け出た内容について変更又は訂正がある場合も、その旨届け出るものとする、旨規定しています。

[IR 担当役員等の選定等]

- ・ IR 活動の着実な推進と責任ある取組みを促す観点から、各発行会社に、IR 担当役員及び IR 事務連絡責任者を選任していただくこととします。
- ・ IR 担当役員等の届出については、所定の様式・方法等により行ってください(後日

提示いたします。）」

[IR 担当役員と情報開示担当役員との兼務]

- ・ IR 担当役員は、IR 活動においては、経営者自身が投資者等とのコミュニケーションを図る IR 活動の主体者となることから、発行会社の代表者又はこれに準じる方に就任していただくことが望ましいと考えられます。
- ・ 上述の理由により、IR 担当役員は、原則として、自社の会社情報の適時開示等に関し責任を負う「情報開示担当役員」を兼務しないことが望ましいですが、情報開示担当役員のほかに適切な人材がいないなど、やむを得ない場合には、この限りではありません。

6 . IR 活動への適切な対応

(1) IR 活動優良会社の表彰制度

- ・ (株)ジャスダックでは、IR 活動期間を通じて、その IR 活動について、投資者等からの支持が多かった発行会社に対して、IR 活動に関する表彰制度を創設いたします。具体的には、公正・中立に配慮された IR 表彰委員会（仮称）を設置し、IR 活動期間を通じて IR 活動への取組みに優れ、投資者等からの支持が多かった発行会社に対して、表彰を行うことを予定しております。詳細については、今後、細目を詰めた上で、公表させていただきます。

(2) IR 活動を適切に行わない場合の勧告制度（理事会決議 5 .）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、発行会社が IR 活動を適切に行わなかった場合で、本協会が必要と認めるときは、その発行会社に対して、IR 活動の実施に関する勧告を行うことができる、旨規定しています。
- ・ また、勧告を行った後、1 か年以内において、その勧告に沿った対応が発行会社により行われない場合又は行われない見込みであるときは、本協会は、発行会社の社名、勧告の内容、社名公表に至った理由などについて、公表をすることができる、旨規定しております。

7 . IR 資料の公衆縦覧（理事会決議 6 .）

[理事会決議の内容]

- ・ 理事会決議において、本協会では、発行会社より提出を受けた IR 資料その他必要資料について、その資料の提出を受けた日から 3 年間、公衆の縦覧に供するものとする、旨規定しております。

[IR 資料等の縦覧方法]

- ・ IR 資料等は、(株)ジャスダックのホームページに設置する各発行会社の「財務情報等のページ」に掲載する予定であり、また、本協会の開設する有価証券報告書等縦覧室(発行会社の法定開示資料や適時開示資料を公衆縦覧する場所)でも縦覧する予定です。

8. 適用時期及び経過措置

(1) 適用時期(付則第1項)

[理事会決議の内容]

- ・ このガイドラインは、理事会決議の施行時期(平成 16 年 4 月 1 日)に併せて適用します。

(2) 経過措置(付則第2項、第3項)

[理事会決議の内容]

- ・ 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの IR 活動期間においては、IR 活動の実施回数を「少なくとも 1 回以上」とします。
- ・ IR 活動を適切に行わない場合の勧告制度については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する IR 活動期間から適用します。

[経過措置の考え方]

- ・ 経過措置は、今般の IR 活動の制度化を機に IR 活動を開始する各発行会社が、その開始に当たって、投資者等にとって適切と考えられる自社の IR 活動の内容を事前に検討することができるよう設けているものです。したがって、既に IR 活動を実施している発行会社や実施することが可能な発行会社においては、上記の経過措置にかかわらず、IR 活動を「少なくとも 2 回以上」実施してください。

以 上